令和8年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について（第11条　総合計画）

条文

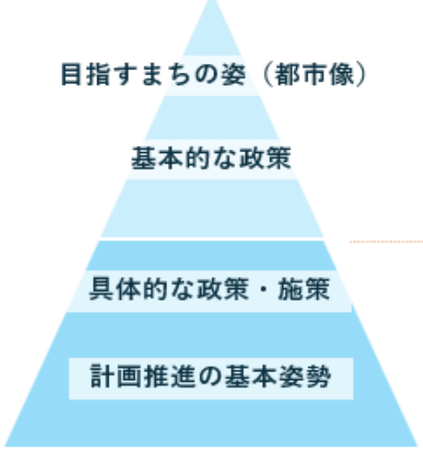
（総合計画）
第11条　市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。
2　総合計画は、市民の参画の機会を経て策定されなければならない。
3　市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。

解説

○　第11条は、総合計画の必要性を述べています。総合計画は、本市の行政運営を行う上での指針として施策の方向性を定める最も重要な計画であると同時に、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。
○　第1項では、市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定することを規定しています。大分市は、この規定を置くことで、 総合計画の策定を自ら義務付けることとします。
○　第1項の「最上位の計画」とは、この総合計画は本市の政策の大きな柱であり、市が定める各種の行政計画は、全て総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとすべきであることを表しています。
○　第2項では、総合計画は、広く意見を聴くための懇話会等の設置やパブリックコメントの実施など、様々な機会を通じた市民の参画を経て策定すべきことを規定しています。
○　第3項では、市は、総合計画に定める内容が着実に進行しているかどうかを把握し、管理するとともに、その状況を公表し、市民への周知を図ることについて規定しています。

大分市総合計画

「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での**最上位計画**に位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられている。



基本構想

まちづくりの最も基本的な指針として、これから目指すまちの姿（都市像）と、その実現のために行う必要がある基本的な政策を定めたもの。

期間　2025（令和7）年度から2034（令和16）年度まで

基本計画

具体的な政策・施策を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにしたもの。また、計画推進の基本姿勢も掲げている。

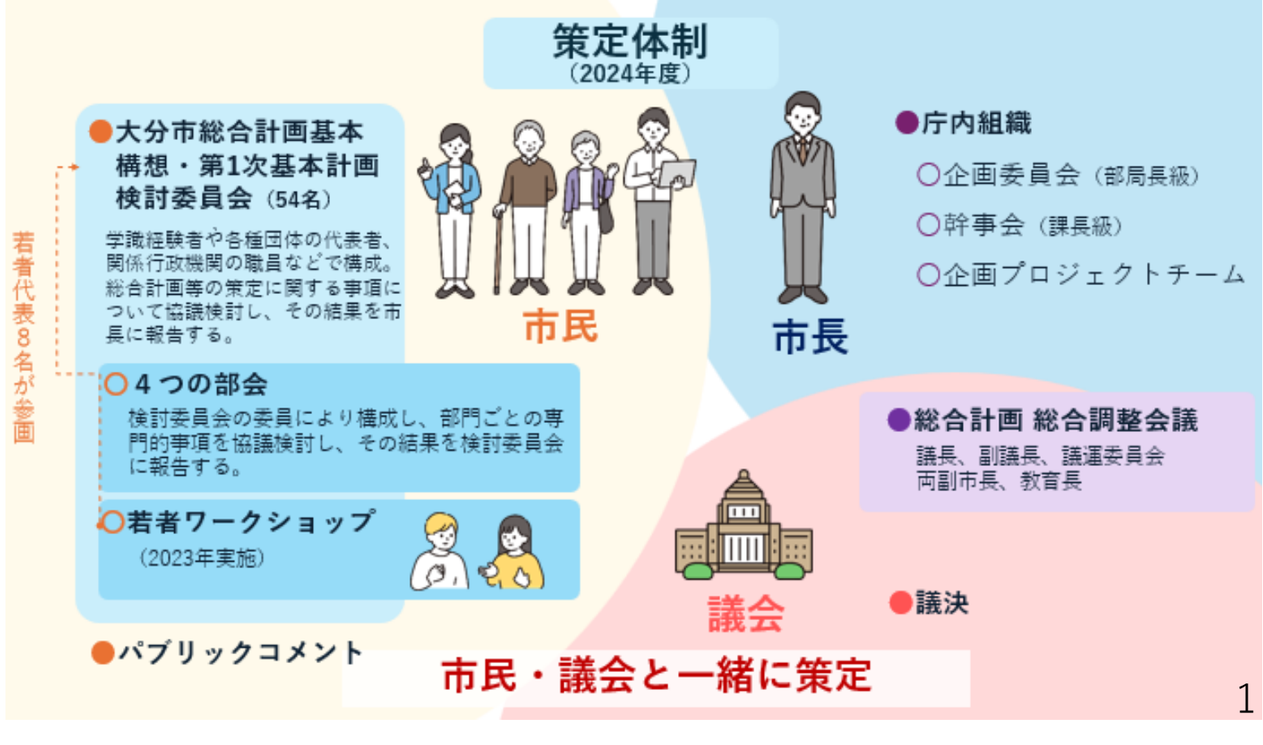
期間　2025（令和7）年度から2029（令和11）年度まで

関連条項

○　第2条(定義)第4項
　この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

※第2条逐条解説抜粋
　第4項では、「総合計画」の定義を述べています。
　本市の「総合計画」は、概ね10年を想定した基本構想と5年間のまちづくりの基本的な事項を定めた基本計画により構成されています。「総合計画」は、行政運営を行う指針となるものであり、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。
　「大分市まちづくり自治基本条例」と「総合計画」との役割の違いについては、端的に表すと、「大分市まちづくり自治基本条例」は本市の自治やまちづくりの基本的ルールを定めるものであり、総合計画はそのルールの範囲内で市が行う施策の方向性を定めるものであると言えます。
　このことから、本市が行う施策についての細かな定めを「大分市まちづくり自治基本条例」において規定することは適当ではなく、それらは、総合計画、あるいは、各担当部署が定める個別の計画において定めるべきものです。

○　第8条(市長等の基本的役割と責務)第2項
　市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。



大分市総合計画　基本構想（令和7年度～令和16年度）

“幸せ”を

未来へつなぐ おおいたビジョン２０３４

～ウェルビーイングな社会の実現に向けて～

都市像

誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA

基本的な政策

①豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち　… ひとの“自立”

②共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち　… ひとを“支える”

③新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち　… ひとの“自律”

大分市総合計画　基本計画（令和7年度～令和11年度）総論　計画推進の基本姿勢

計画推進の基本姿勢

(1) ひとを中心としたまちづくり

(2) 地域の個性を生かした自立したまちづくり

(3) 新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

(4) 計画に基づく政策・施策の推進

(5) デジタル技術の活用等による地方創生の更なる推進

(6) 地方分権改革の推進

(7) 持続可能な行財政運営の推進

大分市総合計画　基本計画（令和7年度～令和11年度）　基本的な政策の体系

第1部　豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

【政策1】＜施策1＞**第1章　こども・子育て支援の充実**

【政策2】　**第2章　豊かな人間性の創造**

＜施策2＞　・第1節　生きる力をはぐくむ学校教育の充実

＜施策3＞　・第2節　こどもたちの学びを支える教育環境の充実

＜施策4＞　・第3節　社会教育の推進と生涯学習の振興

【政策3】＜施策5＞**第3章　スポーツの振興**

【政策4】＜施策6＞**第4章　個性豊かな文化・芸術の創造と発信**

【政策5】＜施策7＞**第5章　国際化の推進**

第2部　共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

【政策6】＜施策8＞**第1章　地域コミュニティの活性化**

【政策7】　**第2章　人権尊重社会の形成**

＜施策9＞　・第1節　人権教育・啓発の推進

＜施策10＞　・第2章第2節　男女共同参画社会の実現

【政策8】　**第3章　社会福祉の充実**

＜施策11＞　・第1節　地域福祉の推進

＜施策12＞　・第2節　高齢者福祉の充実

＜施策13＞　・第3節　障がい者（児）福祉の充実

＜施策14＞　・第4節　社会保障制度の充実

【政策9】　**第4章　健康の増進と医療体制の充実**

＜施策15＞　・第1節　健康づくりの推進

＜施策16＞　・第2節　地域医療体制の充実

＜施策17＞　・第3節　清潔で安全な生活環境の確立

【政策10】　**第5章　防災・減災力の向上**

＜施策18＞　・第1節　防災・減災・危機管理体制の確立

＜施策19＞　・第2節　流域全体の関係者で行う災害対策等の推進

【政策11】　**第6章　安全・安心な暮らしの確保**

＜施策20＞　・第1節　消防・救急体制の充実

＜施策21＞　・第2節　交通安全対策の推進

＜施策22＞　・第3節　犯罪のないまちづくりの推進

＜施策23＞　・第4節　健全な消費生活の実現

第3部　新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

【政策12】＜施策24＞ **第1章　DXの推進**

【政策13】　**第2章　快適な生活環境の確立**

＜施策25＞　・第1節　脱炭素社会の実現に向けた取組

＜施策26＞　・第2節　循環型社会の形成

＜施策27＞　・第3節　公害の未然防止と環境保全

＜施策28＞　・第4節　豊かな自然の保全

【政策14】　**第3章　活気ある商工業・流通の展開**

＜施策29＞　・第1節　商工業・サービス業の振興

＜施策30＞　・第2節　流通拠点の充実

【政策15】　**第4章　特性を生かした農林水産業の振興**

＜施策31＞　・第1節　農業の振興

＜施策32＞　・第2節　林業の振興

＜施策33＞　・第3節　水産業の振興

【政策16】＜施策34＞**第5章　魅力ある観光の振興**

【政策17】＜施策35＞**第6章　安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実**

【政策18】　**第7章　快適な都市構造の形成と機能の充実**

＜施策36＞　・第1節　計画的な市街地の形成

＜施策37＞　・第2節　交通体系の確立

【政策19】　**第8章　安定した生活基盤の形成**

＜施策38＞　・第1節　水道の整備

＜施策39＞　・第2節　下水道の整備

＜施策40＞　・第3節　安全で快適な住宅の整備

＜施策41＞　・第4節　公園・緑地の保全と活用

19政策　41施策

大分市まちづくり自治基本条例と大分市総合計画の符合性の検証について

条例と総合計画の制度的位置づけ

条例	総合計画
条例第32条	条例第11条
本市の自治の最高規範 自治・まちづくりの基本的ルール	総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画 条例に基づき市が行う施策の方向性を定めるもの

条例の基本理念と総合計画の目指すまちの姿（都市像）

条例	総合計画
条例第4条（基本理念）	目指すまちの姿（都市像）
本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする	「誰もが”幸せ”を実感できるまちOITA」 → すべての人が身体的・精神的・社会的にも満たされ、幸せを実感できるウェルビーイングな社会の実現を目指す

条例の規定と総合計画の基本姿勢・施策等の符合（抜粋）

条例の体系（章）	主な条文	総合計画の主な符合箇所
第1章　総則	（目的） 第1条　この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他のまちづくりの基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。	○基本姿勢1　ひとを中心としたまちづくり 少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域社会を維持し、活性化していくためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要です。 市民、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。 また、次代を担う若者が本市の魅力を実感し、住み続けたい、戻ってきたいと思える郷土愛をはぐくむとともに、未来に向けて挑戦し活躍できるまちづくりを進めていきます。
第4章 行政運営	（財政運営） 第12条　市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。	○基本姿勢7　持続可能な行財政運営の推進 基礎自治体として、市民福祉の向上を目指し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、自主的な行政運営を可能とする安定した財政基盤が不可欠です。 今後も、不断の行政改革に取り組み、人材・財源などの限られた行政資源の最大限の有効活用を図ることで、持続可能な行財政運営を推進していきます。
第5章 市民参画等	（市民参画） 第22条　本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。 2　市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。	○基本姿勢1　ひとを中心としたまちづくり
第6章 まちづくりの推進	（地域コミュニティ） 第29条　市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。 2　市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 3　市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。	○基本姿勢2　地域の個性を生かした自立したまちづくり ひとを中心としたまちづくりを積極的に推進するためには、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を十分発揮することが重要です。 また、各地域の実情やその特性を生かすとともに、連携により活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていきます。 ●施策8　地域コミュニティの活性化 （目指す姿）市民主体のまちづくりが進み、地域コミュニティの活性化が図られ、市民一人ひとりが誇れる地域共生社会が実現している。

検証結果

総合計画では、目指すまちの姿を**「誰もが“幸せ”を実感できるまちＯＩＴＡ」**とし、その実現に向けた基本姿勢、政策等を定めており、
大分市まちづくり自治基本条例と符合している